

弁護士 高下謹壹先生の法律相談



第21回

「仕入れ業者とのトラブル防止のための契約書」

Q 仕入れ業者とのトラブルにはどのようなことがあるでしょうか。

A 仕入れ業者は卸売業者ともいわれますが、商品の製造元（メーカー）や販売元から商品を仕入れて小売店に卸売りする業者です。これらと小売店とのトラブルとしては、①商品代金の支払い、②商品の納品、③取引期間や契約解除、④業者の再編、倒産、等に関するトラブルがあります。

Q 具体的にはどういったトラブルでしょうか。

A ①商品代金の支払いに関するトラブルとは、小売業者の商品代金支払いが遅滞する、不払いになること、返金をめぐるトラブルです。②商品の納品に関するトラブルとは、仕入れ業者の商品仕入れが遅滞する、商品の種類が相違すること、返金をめぐるトラブルです。③取引期間や契約解除に関するトラブルとは、契約終了に関する双方の認識の相違、契約違反に関する契約解除の問題で、双方から主張される可能性があります。④業者の再編、倒産等に関するトラブルとは、仕入れ業者が倒産したり合併、買収などにより法人の存続や変更に関することがらです。

Q それらに対する小売業者の対抗策はどういうものなのでしょうか。

A これらの事態が発生した場合に事後的対応としては、それぞれの場合にケースバイケースで対策方法があります。予防的方法としては、事実として、事前に注意することになりますが、基本的、根本的対策としては、契約書に注意することです。

Q 具体的にどういうことでしょうか。

A まず、取引基本契約書を作成して、基本的な取引条件を定め、自社に有利な条項を意識しつつ相手方の立

場も目配りした契約書を作成することです。自社にのみ一方的な契約条項をつくらうと思っても、相手方にも自己防衛の問題意識があるので、一方的な契約条項をつくらうとしても通らないことがあります。そのうえで、個々のトラブルを想定した適切な契約条項を作成することになります。

Q 個々のトラブルのケースを念頭においた契約条項とはどういうものですか。

A ①商品代金の支払いに関するトラブルの対策

商品の種類や数量に対応する代金の定め方をする、支払い時期（締め日）、支払い方法、返品する場合の代金の相殺方法を明確に定めることなどです。

②商品の納品に関するトラブルの対策

商品の種類、数量、納品時期、納品遅滞の場合のペナルティ、不良品の返品、交換などの条件を定めること、などです。

③取引期間や契約解除に関するトラブルの対策

契約の有効期間、更新の有無・条件、互いの債務不履行の場合の契約解除、違約金に関する定めをすること、などです。

④業者の再編、倒産等に関するトラブルの対策

仕入れ業者が倒産したり合併、買収などにより法人の存続や変更の場合の契約の存続や変更に関する定めをすること、などです。

⑤その他

互いの責任を明確にするために連帯保証をすることもあります。代金を支払う小売業者側に不利なものですから小売業者としては慎重に考えるべきもので原則としてしないほうがよいと思います。

以上について、具体的な契約書の作成やチェックは弁護士等の専門家に相談するのがよいでしょう。

<掲載内容に関するご質問、お問合せについて>

高下謹壹法律事務所 電話 03-5568-6655(代)
東京都中央区銀座5-8-5 ニューギンザビル10号館4F
<http://www.takashita-law.jp>